

社会福祉法人西予市野城総合福祉協会役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、顧問及び理事長が委嘱又は依頼した各種委員会の委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、職員を兼務している者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(適用範囲)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤の理事に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 非常勤の理事長に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。
- (2) 理事長以外の非常勤の役員等の報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第4条 非常勤の理事長に対する報酬等の支給の方法は、職員給与規則第6条第1項から4項までの規定を準用する。

- 2 理事長以外の非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出があつた立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員等が、出張する場合は、別に定める旅費規則に基づいて、旅費を支給する。

- 2 非常勤の役員等が、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたったときには、車賃（住居と会場所間の往復分の路程キロ数に37円を乗じて得た額）を費用として支給する。ただし、片道2キロ未満の者には支給しない。
- 3 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第6条 新たに非常勤の理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 非常勤の理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月での報酬を支給する。

（端数の処理）

第7条 この規程により、計算額に1円未満の端数が生じるときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上の1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年6月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（社会福祉法人西予市野城総合福祉協会役員等の報酬及び費用弁償に関する規則の廃止）

- 2 社会福祉法人西予市野城総合福祉協会役員等の報酬及び費用弁償に関する規則（平成26年4月1日制定）は廃止する。

別表第1（第3条第1項第1号）

区 分	報 酬 の 額	備 考
非常勤理事長	月額 100,000円	年額 1,200,000円

別表第2（第3条第1項第2号）

区 分	4時間未満の報酬の額	4時間以上の報酬の額
非常勤理事長以外の理事	5,000円	9,000円
監 事	5,000円	9,000円
顧 問	5,000円	9,000円
評 議 員	5,000円	9,000円
理事長が委嘱又は依頼した各種委員会の委員	5,000円	9,000円